ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
大阪労働局
Press Release

堺労働基準監督署発表
令和８年１０月３０日

【照会先】
堺労働基準監督署
電話
072－340－4038

最低賃金法違反の疑いで書類送検

（１か月分の賃金不払いの疑い）

令和８年 10 月 30 日、堺労働基準監督署（署長　半田（はんだ）　敦裕（あつひろ））は、飲食業を営む個人事業主を最低賃金法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

１　被疑者

ＢＡＬＴＩＧＯ（バルティゴ）　ＬＯＵＮＧＥ（ラウンジ）　ＳＡＫＡＩＨＩＧＡＳＨＩ（サカイヒガシ）の代表者

（以下「被疑者」という。）

所 在 地　　堺市堺区南花田口町

事業内容　　飲食業

２　違反条文等

最低賃金法違反

同法第４条第１項

同法第 40 条（罰則）

３　事件の概要

被疑者は、労働者２名に対し、令和７年７月１日から同年７月 31 日までの賃金を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑いがあるものです。

４　参考事項

（１）最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。

（２）大阪府最低賃金は、令和６年 10 月１日から令和７年 10 月 15 日まで時間額 1,114 円です。

（３）適用法条文は，別紙のとおり。

別紙

適用法条文

最低賃金法

（最低賃金の効力）

第四条　使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

２、３　略

（罰則）

第四〇条　第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。